

釧路市介護人材育成支援事業補助金Q&A（資格取得補助）

（共通）

No.	区分	質問内容	回答内容
1	補助対象 (個人申請)	市外に居住し、市内の介護サービス事業所又は居宅介護支援事業所（以下「事業所」）において、介護職員又は介護支援専門員（以下「介護職員等」）として勤務している場合は補助対象となるか？	対象となる。 申請者の居住地に関わらず、勤務先の事業所の所在地が市内の場合は対象となり、市外の場合は対象とならない。
2	補助対象 (個人申請)	研修受講時に市内の事業所で介護職員等として勤務していない場合でも補助対象となるか？	研修受講時に勤務していない場合でも、申請日時時点で勤務していれば対象となる。
3	補助対象 (法人申請)	市外に法人の所在地があり、市内の事業所で勤務している介護職員等は補助対象となるか？	対象となる。 法人の所在地に関わらず、介護職員等が勤務する事業所の所在地が市内の場合は対象となり、市外の場合は対象とならない。
4	補助対象 (法人申請)	法人が介護職員等の受講費の一部を支給した場合、この一部支給金は補助対象となるか？	対象とならない。 法人が補助対象となるのは、受講費等を全額法人が支払った場合、または個人に全額分支給した場合である。（法人の一部支給金を除いた自己負担分は、個人の補助対象となる。） なお、法人が受講費の全額を介護職員等に支給した場合（支給金を基に介護職員が受講料を支払い）には法人が補助対象となる。
5	補助対象	事務職員として勤務している場合は補助対象となるか？	対象とならない。
6	補助対象	非常勤職員や派遣職員は補助対象となるか？	非常勤職員は対象、派遣職員は対象外。 事業者による直接雇用が要件であるため、派遣職員は対象とならない。
7	補助対象	①研修の試験に合格できなかった場合でも、補助対象となるか？ ②再試験等の追加費用を負担した場合の費用は補助対象となるか？	①・②ともに対象とならない。
8	補助対象	研修修了日時点では市内の事業所で勤務していたが、その後市外の事業所に移籍した場合、補助対象となるか？	補助申請時点で市内の事業所に勤務していなければ対象とならない。 なお、補助申請のために、申請日の直前で市内の事業所に異動させ、申請後間もなく、市外の事業所に再異動させた場合、合理的な理由がなければ要綱第9条(1)に該当するとみなし、補助を取り消し、補助金の返還となる。
9	申請関係 (個人申請)	受講者以外の者が補助申請することは可能か？	申請できない。 必ず受講者が申請すること。
10	申請関係 (法人申請)	複数の従業員に研修を受講させ、法人で支払いをしたが、申請書は各個人ごとに提出しなければならないか。	研修種別と研修修了日が同一で、研修の実施機関への支払いが一括である場合は、まとめて申請することが可能。 この場合の申請書の提出については、事前に介護高齢課の担当者に連絡すること。なお、補助金の額は、1名ごとに算定した額の合計となる。 例) 受講料等2人×87,500円=175,000円 補助金 2人×87,000円=174,000円 →1人ずつ千円未満端数切捨した額の合計
11	申請関係	研修の修了日とはどの時点を指すのか？	研修実施機関が発行する修了証明書に記載の日とする。
12	支払・領収 (個人申請)	受講料等を支払いした者が受講者（補助申請者）以外の場合は、補助対象となるか？	勤務する介護サービス事業者又は居宅介護支援事業者を運営する法人が支払った場合は、法人が補助対象となるので法人で補助申請すること。 上記以外の場合で受講者（補助申請者）以外の者が支払った場合は、対象とならない。
13	支払・領収	受講料等を銀行振込、コンビニ、クレジットカードなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申請は可能か？	申請は可能。 ただし、領収書等支出したことを証明する書類のあて名は補助対象者のものに限る。
14	支払・領収	受講料等を分割払いとしたため、申請日時時点で受講料等の一部が未納となっているが、申請することはできるか？	申請できない。 受講料等を全て納め、領収書等が添付できる時点で申請すること。ただし、研修修了日から1年が経過した場合、申請を行うことができない。

（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修）

15	補助対象	自らが研修の実施機関であり、雇用した介護職員に対して研修を実施する場合は補助対象となるか？	対象とならない。
16	補助対象	高校や大学の授業等で受講した研修の受講料等は対象となるか？	対象とならない。
17	補助対象	介護職員初任者研修の受講料等に対して市から補助を受けた者が、介護福祉士実務者研修を受講した際の受講料等は対象となるか？	対象となる。 補助は、1研修につき10万円を上限に交付する。 なお、介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修を連続して受講（2つの研修分の受講費を一括して納付する形式のもの）する場合は、20万円を補助金の上限とする。この場合、領収書等で2つの研修に対する支払いであることの確認ができるようにすること。

NEW（介護支援専門員実務研修）

18	補助対象	どのような人が補助の対象となるか？	以下の要件をすべて満たす方が対象となる。 ・要件①：居宅介護支援事業所を市内に有する法人に直接雇用されていること ・要件②：令和7年4月1日以降、市内の居宅介護支援事業所においてケアプラン作成業務に従事していること ・要件③：研修修了日が補助金申請日から過去1年以内であること
19	補助対象	ケアマネ試験に合格後、2年後に介護支援専門員実務研修を受講した場合、補助の対象となるか？	試験の合格時期に関わらず、要件①～③のすべてを満たしていれば対象となる。
20	補助対象	施設に勤務するケアマネは対象となるのか？	対象とならない。
21	補助対象	例えば、令和6年9月に介護支援専門員実務研修を修了した者は対象となるか？	例示のケースでは、令和7年8月までに補助金の申請を行い、かつ、要件①～②を満たせば対象となる。
22	補助対象	教育訓練給付金で研修費の一部が支給された場合は、対象となるか？	対象とならない。（他制度による同種の補助金を受けた場合は対象外）